

筑西市告示第 1 7 5 号

認可地縁団体の所有する不動産の登記移転等について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記（以下「登記移転等」という。）をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書の提出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 8 月 2 7 日

筑西市長 設 楽 詠美子

1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 西山田地区自治会
- (2) 区域 筑西市西山田 8 6 番地 1 から 3 4 5 番地 2 まで
- (3) 主たる事務所 筑西市西山田 1 9 2 番地 2

2 申請不動産に関する事項 別記のとおり

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間 令和 8 年 8 月 2 7 日から令和 8 年 1 1 月 2 7 日まで

5 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」に当該申出書に記載する書類を添付して提出すること。

6 異議申出書等提出先 筑西市丙 3 6 0 番地

筑西市市長公室広報広聴戦略課広報広聴係

電話番号 0 2 9 6 - 2 4 - 2 1 1 1（内線 4 1 2 1）

別記

1 申請不動産

所在地	地 目	面 積
筑西市西山田字宿西 1 3 4 番	墓地	3 7 6 m ²
筑西市西山田字宿西 1 3 6 番	雑種地	2 1 8 m ²

2 申請不動産に係る所有権の登記名義人の住所、氏名及び持分

(1) 筑西市西山田字宿西 1 3 4 番

No.	住所	氏名	持分
1		坂入 吉平	持分 5 分の 1
2		坂入 喜七	持分 5 分の 1
3		小久保 定吉	持分 5 分の 1
4		亀田 亀造	持分 5 分の 1
5		山崎 利右エ門	持分 5 分の 1

(2) 筑西市西山田字宿西 1 3 6 番

No.	住所	氏名	持分
1		加藤 藤平	持分 4 分の 1
2		山崎 寅三郎	持分 4 分の 1
3		坂入 金之助	持分 4 分の 1
4		直井 初太郎	持分 4 分の 1